

<子ども虐待連絡・相談先>

『子どもの泣き声がひどい』『親の異常などなり声がある』『夜、子どもだけにいるみたい・・・』

「まさか虐待？」を通告するのは全ての国民の義務です

虐待？

児童虐待の防止などに関する法律（第 6 条）
児童虐待を受けたと思われる者を発見した者は通告しなければならない。

※通告とは、下記の関係機関に連絡することです。

<通告・相談先>

● **新発田市こども家庭センター サテライト**

(新発田市中心町 3-3-3 市役所本庁舎 2 階こども課内)

電話番号：0254 (26) 3257

または 市役所代表：0254 (22) 3030

月～金 8:30～17:15 土・日・祝日・年末年始を除く

● **新潟県新発田児童相談所**

(豊町 3-3-2 新潟県新発田地域振興局内)

電話番号：0254 (26) 9131

月～金 8:30～17:15 土・日・祝日・年末年始を除く

● **児童相談所全国共通**

3 桁ダイヤル 189 (いちはやく)

● **命の危険があり、一刻を争う場合は**

新発田警察署 (中央町 4-2-4)

電話番号：0254 (23) 0110 または 110 番

通告後

通告を受けた後、子どもの安全確認を行い慎重に調査して対応します

虐待の事実がなくても・・・通告者が罰せられることはありません

虐待があっても・・・通告者の情報を知らせることは絶対にありません